

一般職の国家公務員の事由別・種類別処分数(令和7年)

(単位:人)

処分事由 \ 処分の種類	免職	停職	減給	戒告	計
一般サービス関係 (欠勤、勤務態度不良等)	2	10 (18)	29 (43)	14 (30)	55 (91)
通常業務処理関係 (業務処理不適正、報告怠慢等)	(1)	4 (3)	14 (9)	8 (8)	26 (21)
公金官物取扱関係 (紛失、不正取扱等)			(2)	2 (1)	2 (3)
横領等関係	4 (3)	2 (3)	5 (5)	(3)	11 (14)
収賄・供応等関係 (倫理法違反等)	1 (2)	2	1 (3)	1 (1)	5 (6)
交通事故・交通法規違反関係	1 (3)	15 (4)	21 (15)	10 (12)	47 (34)
公務外非行関係 (窃盗、暴行等)	8 (11)	24 (22)	45 (54)	16 (18)	93 (105)
監督責任関係			5 (3)	5 (8)	10 (11)
計	16 (20)	57 (50)	120 (134)	56 (81)	249 (285)

(注1) 上記のうち、処分事由にセクシュアル・ハラスメントを含むものは15人(令和6年は46人)であり、処分事由にパワー・ハラスメントを含むものは12人(令和6年は18人)である。

(注2) 処分事由が複数ある事案については、主たる事由で分類している。

(注3) ()内の数字は、令和6年の処分数である。